



平成 25 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 高家 正行
(コード番号 9962 東証第 1 部)
責任者役職名 経営総務室 広報・IR 担当
ジェネラルマネジャー 佐藤 裕史
(TEL 03-5805-7037)

2018 年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 3 日付取締役会に基づく 2018 年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	36.79 米ドル
(ご参考)	
発行条件決定日(平成 25 年 10 月 3 日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	2,853 円 (29.20 米ドル)
ロ. アップ率 $\left\{ \left(\frac{\text{転換価額}}{\text{米ドル建株価(終値)}} - 1 \right) \times 100 \right\}$	25.99%

(注) 日本円から米ドルへの換算は、本日午後 3 時(東京時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値(1 米ドル=97.69 円)を用いております。

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社債の総額 | 1億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2013年10月3日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2013年10月21日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ) |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | <p>2013年11月4日から2018年10月8日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。</p> <p>但し、(i)当社による繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(ii)本新株予約権付社債権の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が財務代理人に預託された時まで、(iii)本社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債に係る本社債の消却が行われるまで、また(iv)債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。</p> <p>但し、上記いずれの場合も、2018年10月8日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「株式取得日」という。)(又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、基準日(以下に定義する。)(又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日(以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。))の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(同日を含む。))から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日)(同日を含む。))までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。</p> <p>「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。</p> |
| (5) 償還期限 | 2018年10月22日 |

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国1933年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国1933年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(6) 潜在株式による希薄化
情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。以下同じ。）に対する潜在株式の比率は 2.99%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近（平成 25 年 9 月 30 日現在）の発行済株式総数で除した数値であります。

※ 詳細は、平成 25 年 10 月 3 日付け当社プレスリリース「2018 年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本報道発表文は、当社のユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における又は国内居住者に対する募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の勧誘を構成するものではありません。同社債について米国 1933 年証券法に基づく登録は行われておらず、またその予定もありません。米国 1933 年証券法に基づく同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。